

番号	提 案 内 容 (評価項目)	評価の着目点		評価の ウエイト
			判断基準	
1	配置予定技術者 (主たる担当者) の経験及び能力	業務 経験	配置予定技術者(主たる担当者)の過去10年間の同種又は類似業務の実績 (留意事項) ・配置技術予定者(主たる担当者)が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。なお、業務内容は2.(1) 12)を参照のこと。 ・記載する業務は、平成28年度(4月)以降から公示日まで完了した業務のうち1件とする。 ・実績が現在の企業等でない場合は、その実績を証明する資料を添付すること。 ・記載様式は(様式-9)とし、A4判1枚に記載すること。	①20 ②10 ③特定しない
2		専 任 性	手持ち業務量 (留意事項) ・手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務のこと。 ・記載様式は(様式-8)とする。	数値化しない
3	当該業務の実施体制(業務実施体制)	業務実施体制の妥当性 (留意事項) ・記載様式は(様式-10、11)とする。		数値化しない
4	業務の実施方針及び手法(実施方針・実施フロー・工程計画・その他) ※注1	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	8
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	8
		工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	8

		その他		有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	8
				なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は特定しない。	数値化しない
		(留意事項)		・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載すること。 ・記載様式は（様式－１２）とし、Ａ４判１枚に記載すること。	
5	特定テーマに対する提案	特定テーマ	的確性	・業務内容等で示した与条件との整合が取れている場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が記述されている場合に優位に評価する。 ・業務の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	1 6
			実現性	・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。 ・提案内容によって想定されるコストが適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	1 6
			独創性	・これまでの知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した高度の技術手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。 ・先進的技術の提案がある場合に優位に評価する。	1 6
			(留意事項)	・曖昧な表現は避け、実施すること明確に記載すること。 ・概念図、出典の明示できる図表、既往資料、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したＣＧや詳細図面などを用いることは認めない。 ・特定テーマは、１．（７）を参照のこと。	

				・記載様式は（様式－１３）とし、Ａ４判１枚に記載すること。「別紙」として、図・写真等を掲載したＡ４判１枚（縦横自由）を追加してもよい。	
6	参考見積	業務コストの妥当性		提示した業務規模と大きくかけ離れているか。又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。 （留意事項） ・本業務に係る参考見積書を提出すること。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する場合がある。 ・記載様式は特に定めないが、Ａ４判１枚に記載すること。	数値化しない
7		W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定等の状況	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 (1) 女性活躍推進法第9条及び第12条の認定を受けた企業(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ① プラチナえるぼし ② 3段階目(※1) ③ 2段階目(※1) ④ 1段階目(※1) ※1 認定基準のうち、「労働時間等の働き方」の基準を満たしていること。 (2) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。) ⑤ 行動計画 (3) 次世代育成支援対策推進法第13条及び第15条の2の認定を受けた企業(プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん認定企業) ⑥ プラチナくるみん ⑦ くるみん（令和7年4月1日以後の基準） ⑧ くるみん（平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ⑨ トライくるみん（令和4年4月1日以後の基準） ⑩ くるみん（平成29年3月31日までの基準） (4) 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。） ⑪ 行動計画	(1) ① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 (2) ⑤ 1 (3) ⑥ 5 ⑦ 4 ⑧ 3 ⑨ 3 ⑩ 2 (4) ⑪ 1

			(5)若者雇用促進法第15条の認定を受けた企業(ユースエール認定企業) ⑫ユースエール認定 (留意事項) ・認定等を証明する資料として、認定通知書の写し又は行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写しを添付すること。 ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。 ・記載様式は（様式－14）とし、A4判1枚に記載すること。	(5) ⑫ 4
--	--	--	---	-----------------------

企画競争方式における特定結果書

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1. 業務名 | R8宇都宮国道管内冬期走行注意喚起広報業務 |
| 2. 所属(事務所)名 | 宇都宮国道事務所 |
| 3. 発注方式 | 企画競争(高度な企画立案を要する業務:新聞掲載) |
| 4. 企画提案書の提出要請日 | 令和8年8月7日(月) |
| 5. 公示日 | 令和8年7月24日(金) |
| 6. 特定通知日 | 令和8年9月9日(水) |

企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
(株)下野新聞社	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、業務コストの妥当性において、提示した業務規模と大きくかけ離れていると判断した為。
(株)とちぎテレビ	○	

企画競争評価表

1. 業務名

2. 所属(事務所)名

3. 発注方式

4. 企画提案書の提出要請日

5. 特定通知日
- R8宇都宮国道管内冬期走行注意喚起広報業務
宇都宮国道事務所
企画競争(高度な企画立案を要する業務:新聞掲載)
令和8年8月7日(金)
令和8年9月9日(水)

評価項目	評価の着目点		評価の 配点	1	2
				A社	(株)とちぎ テレビ
				配点	配点
のる術配置 経担者予 験当(主 及者定 び)技 能力	業務経験	過去10年間の同種又は 類似業務の業務実績	20.0	20.0	20.0
	専任性	手持ち業務量	数値化 しない	適合	適合
当該業務の 実施体制	業務実施体制の妥当性		数値化 しない	適合	適合
(業務 実施 方針 及び 手法 工程表・実施 フロー・ その他)	業務理解度	目的、条件、内容の理解	8.0	4.6	6.0
	実施手順	実施手順の妥当性	8.0	4.0	4.0
	工程表	業務量把握の妥当性	8.0	5.3	4.0
	その他	重要事項の指摘	8.0	3.3	6.6
特定 テーマ に 対 す る 提 案	特定テーマ	的確性	16.0	9.3	12.0
		実現性	16.0	8.0	12.0
		独創性	16.0	8.0	10.6
参考見積	業務コストの妥当性		数値化 しない	不適合	適合
W・L・B等の推進に関する指標につ いての適合状況		ワーク・ライフ・バランスを推進する 企業として関係法令に基づく認定 等の状況	5	0	0
計			105.0	62.5	75.2